川井浄水場再整備事業 入札説明書別添資料 2 落札者決定基準

平成 20 年 6 月 横浜市

目 次

| 第1 | 落木 | L者決定基準の位置づけ1 |
|------------------|----------|--|
| 第2 | 事業 | 美者の選定方法1 |
| 第3 | 落村 | L者決定の手順2 |
| 1 2 3 | 各額 | L者決定までの手順 2 Maga and and a second a |
| 第4 | 総合 | ↑評価点の内容 |
| 1 2 3 4 | 審査 性能 | 会評価点の配点方針 |
| , • • • • | 紙1 | 基礎審査における事業シミュレーション内容の確認、事業遂行能力の確認 性能評価の視点 |

第1 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)は、横浜市(以下「市」という。)が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に規定に基づき、平成20年3月3日に特定事業として選定した川井浄水場再整備事業(以下「本事業」という。)を実施するに当たり、落札者を決定する方法及び基準を示すものである。

第2 事業者の選定方法

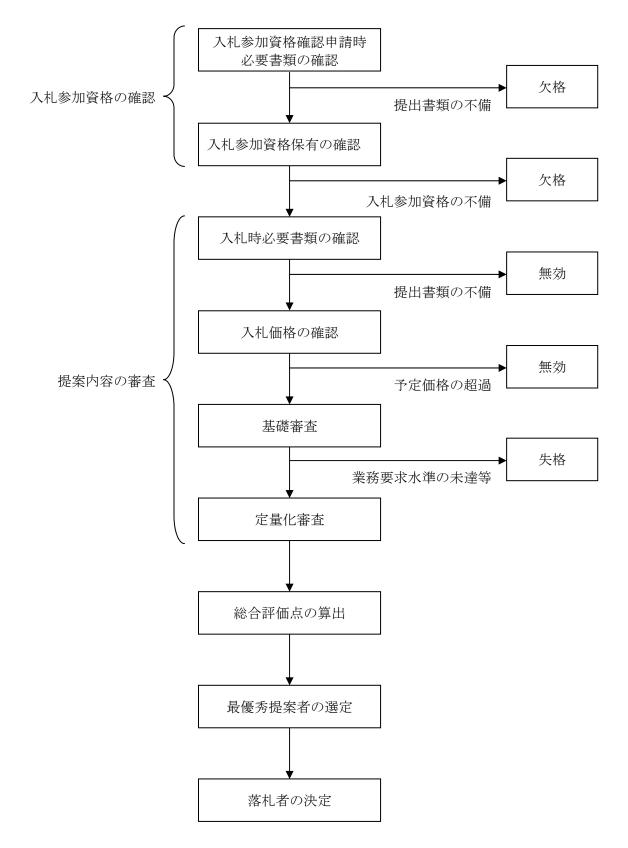
本事業を実施する事業者(以下「事業者」という。)には、浄水場施設の設計、建設、工事監理、維持管理に関する技術やノウハウが求められるため、総合評価一般競争入札方式を採用し、入札価格のほか、設計、建設、工事監理、維持管理及び事業計画等に関する提案内容を総合的に評価する。

最優秀提案の選定に当たっての審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため設置している横浜市PFI事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

第3 落札者決定の手順

1 落札者決定までの手順

落札者決定までの手順は、次のとおりである。



2 各審査の内容

審査は、入札参加資格の確認、提案内容の審査の順に実施する。各審査の内容は、 次のとおりである。

(1)入札参加資格の確認

ア 入札参加資格確認申請時必要書類の確認

市は、本事業に参加を希望する者(以下「応募者」という。)に求めた入札参加 資格確認申請時必要書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は欠 格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

イ 入札参加資格保有の確認

市は、入札参加資格の確認として、応募者の構成員が本事業を実施するために必要な資格を有していることを確認する。

具体的には、以下のとおり、応募者の構成員が入札説明書で規定する本事業の 入札参加資格要件を満たしていることを確認する。入札参加資格を確認できない 場合は欠格とする。なお、協力会社についても、以下の協力会社としての資格要 件を満たしている必要があるが、この確認は事業契約の締結日に行うものとする。

- (ア) 応募者の構成等に関する規定を遵守しているか(入札説明書第3 3 (1) の 規定を遵守しているか)
- (4) 応募者の入札参加資格要件が満たされているか(入札説明書第3 3 (2) の 要件が満たされているか)

(2)提案内容の審査

ア 入札時必要書類の確認

市は、応募者に求めた入札時必要書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は無効とする。

イ 入札価格の確認

市は、応募者が提出する入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認する。

予定価格を超える場合は無効とする。

ウ基礎審査

市は、入札価格が予定価格の範囲内である応募者を対象として、以下を確認する。

(ア) 業務要求水準達成の確認

提案内容が入札説明書別添資料1「業務要求水準書」に定められた業務要求水 準を満たしていること。

(イ) 事業シミュレーション内容の確認

サービスの対価の算定方法が入札説明書等に示した前提条件を正確に反映していること。確認方法、確認項目及び内容は、別紙1 1に示す。

(ウ) 事業遂行能力の確認

別紙1 2に示す事業遂行能力を有していること。

業務要求水準又は要件を明らかに満たしていない又は事業遂行能力を有していないと判断された場合は、その応募者は失格とする。

エ 定量化審査

基礎審査で業務要求水準及び水準を満たしていると認められた応募者の提案の うち性能について、審査委員会において評価を行う。

この性能の評価においては、応募者から提出された提案書の内容を、別紙2に示す視点から評価し、審査項目ごとに得点を付与する(以下、付与された得点を「性能評価点」という。)。

(3)総合評価点の算出及び最優秀提案者の選定

ア 総合評価点の算出

審査委員会は、各応募者について、性能評価点及び価格を点数化した価格点を 合計し、総合評価点を算出する。

イ 最優秀提案者の選定

審査委員会は、各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優 秀提案者を選定する。

なお、総合評価点が最も高い提案を提出した者が2者以上あるときは、入札価格が最も低い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。入札価格が同額の場合は、当該者にくじを引かせて決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない市の職員が代わりにくじを引き、落札者を決定する。

3 落札者の決定

市は、審査委員会の選定結果を基に、落札者を決定する。

第4 総合評価点の内容

1 総合評価点の配点方針

性能評価点と価格点のウェイトは、6:4とする。 性能評価点 \times 0.6と価格点 \times 0.4の合計値が総合評価点となる。

2 審査項目及び配点

性能評価点及び価格点の審査項目及び配点は、次のとおりである。

| | 審査項目 配点 | | | | | | |
|---|--|--------|--|--|--|--|--|
| A | 性能評価点 | 100 点 | | | | | |
| | 施設整備に関する事項 | 45 点 | | | | | |
| | 浄水施設設計における提案 | (15 点) | | | | | |
| | 排水処理施設設計における提案 | (6点) | | | | | |
| | 電気設備・計装設備設計における提案 | (6点) | | | | | |
| | 環境への配慮 | (8点) | | | | | |
| | 設計共通事項 | (6点) | | | | | |
| | 工事・工事監理における提案 | (5点) | | | | | |
| | 維持管理に関する事項 | 25 点 | | | | | |
| | 運転管理業務における提案 | (11 点) | | | | | |
| | 保全管理業務における提案 | (2点) | | | | | |
| | 水質管理業務における提案 | (6点) | | | | | |
| | 災害・事故対策業務における提案 | (4点) | | | | | |
| | 保安業務における提案 | (2点) | | | | | |
| | 事業計画に関する事項 | 20 点 | | | | | |
| | 事業の安全性 | (12 点) | | | | | |
| | 事業の実施体制 | (8点) | | | | | |
| | 全体に関する事項 | 10 点 | | | | | |
| | 提案全体のバランス | (4点) | | | | | |
| | 先進性 | (3点) | | | | | |
| | 独自性 | (3点) | | | | | |
| В | 価格点 | 100 点 | | | | | |
| | 総合評価点 合計 $(A \times 0.6 + B \times 0.4)$ | 100 点 | | | | | |

3 性能評価点の得点化方法

性能評価点は、別紙2に示す評価項目ごとに次のとおり4段階の評価を行い、得点化する。なお、性能評価点は、小数点第二位までを求める。

| 判断基準 | 評価 | 得点化方法 |
|---------------|----|---------|
| 特に優れている | A | 配点×1.00 |
| 優れている | В | 配点×0.70 |
| やや優れている | С | 配点×0.30 |
| 業務要求水準書の規定どおり | D | 配点×0.00 |

4 価格点の得点化方法

以下の算定式により得点を付与する。

価格点= (最も低い入札価格: 各応募者の入札価格) ×100 なお、価格点は、小数点第三位以下を四捨五入し、小数点第二位までを求める。

別紙1 基礎審査における事業シミュレーション内容の確認、事業遂行能力の確認

1 事業シミュレーション内容の確認

(1) 確認方法

サービスの対価の算定方法が入札説明書等に示した前提条件を正確に反映している かについて確認する。サービスの対価の算定方法に誤りがあることが明らかな場合は、 市は内容を確認の上、失格とするか否かの判断を行う。

(2) 確認項目及び内容

確認項目及び内容は、以下のとおりである。

| 確認項目 | 確認内容 |
|---------------|--------------------------|
| 前提条件が正確に反映されて | 物価変動率を見込まないで計算しているか。 |
| いること | 入札説明書等で指定した基準金利を用いているか。 |
| | 入札説明書で付保を条件としている第三者賠償保険の |
| | 保険料が適切に見込まれているか。 |
| 算定方法 | 支払利息の計算方法は適正か。 |
| | サービスの対価の総額が、業務ごとに見積もられた費 |
| | 用を基に、適正に算定されているか。 |

2 事業遂行能力の確認

(1)確認の対象及び方法

ア 確認の対象

特別目的会社(以下「SPC」という。)に出資又は劣後ローンを拠出する者

イ 確認の方法

後記(2)に基づき、以下の(ア)から(ウ)を評価することにより確認する。各確認項目に対応した指標が一定の基準に達しておらず、かつ、代替信用補完措置も提案されていない場合は、失格とする。

(ア) 資力

事業を行うに当たっての資金確保が可能か。

(4) 信用力

事業を計画どおり実施し得る財政力があるか。

(ウ) 債務返済能力

返済不能となる危険性がないか。

(2)確認項目及び内容

ア 確認基準

| 確認項目 | 確認内容 | 確認に用いる指標 | 確認基準 |
|--------------|-------------------------------|------------------|--|
| 資力 | 提案事業に必要 な資金が既存の 事業活動の中で | 事業キャッシュフロ 一規模 | 事業キャッシュフロー規模 が3期連続で総額がマイナ スでないこと。 |
| | 生み出されているか。 | 総キャッシュフロー 規模 | 総キャッシュフロー規模が 3期連続で総額がマイナス でないこと。 |
| 信用力 | 過去の経営状況を反映した総合 | 経常損益 | 経常損益が3期連続で赤字でないこと。 |
| | 的な信用力があるか。 | 自己資本金額 | 自己資本金額が3期連続で 債務超過でないこと。 |
| 債務返済能力 | SPCの債務を 負担し得る能力 | 利払能力 | 利払能力の最近期の値が1.0以上であること。 |
| | があるか。 | 有利子負債比率 | 有利子負債比率の最近期の 値が 100%未満であるこ と。 |
| 代替信用 補完措置 | | 個々の補完措置ごと に判断 | 代替信用補完措置が必要と なる者がいる場合、その役 割に応じた代替信用補完措 置を付していること。 |

イ 確認に用いる指標の算出根拠

| 確認項目 | 確認に用いる 指標 | 算出根拠 |
|--------|--|---------------------------------|
| 資力 | 事業キャッシュ フロー規模 事業損益-支払利息・割引料+減価償却 金等(※1) | |
| | 総キャッシュフ ロー規模 | 当期純損益-配当·賞与+減価償却費+諸引当金等 (※2) |
| 信用力 | 経常損益 | 経常損益 |
| | 自己資本金額 | 資本の部合計 |
| 債務返済能力 | 利払能力 | (事業損益+減価償却費) /支払利息・割引料 |
| | 有利子負債比率 | 有利子負債/使用総資本 |

- (※1) 売上原価及び販売費・一般管理費に含まれる引当金繰入額
- (※2) 当期費用に含まれる引当金繰入額及びその他の現金支出を伴わない費用
- (注) 確認に用いる指標としては、単体の財務諸表を使用する。

指標項目の内容は、次のとおりである。

事業損益=営業損益+受取利息+配当金

賞与=利益処分の中で行われる賞与

使用総資本=流動資産+固定資産+繰延資産+割引譲渡

別紙2 性能評価の視点

| 審査項目 | 評価項目 | 主な審査の視点 | 様式 No. |
|--------------------------|---------------------------------|---|--|
| 施設整備に関する | る事項(45) | | |
| 浄水施設設計 における提案 (15) | 膜ろ過装置(2) 安定性① | 膜ろ過施設の通常時の維持管理における必要な浄水能力の確保対策として配慮した事項とその具体性について評価 | Ⅲ-14-① Ⅲ-14-② Ⅲ-16 |
| (13) | | する。 | III−17 III−50 III−66 |
| | 膜ろ過装置(2) 安定性② | 膜ろ過施設の異常時や緊急時及び原水 到達水位の変動時における必要な浄水 能力の確保対策として配慮した事項と その具体性について評価する。 | Ⅲ-14-① Ⅲ-14-② Ⅲ-16 Ⅲ-17 Ⅲ-36 |
| | 世 7 阳 VF 四 (0) | | Ⅲ-50 Ⅲ-53-① Ⅲ-75 |
| | 膜ろ過装置(3) 安全性 | 膜損傷時等の安全対策、対処方法の内容 とその具体性について評価する。 | Ⅲ-14-① Ⅲ-14-② Ⅲ-16 Ⅲ-17 Ⅲ-50 Ⅲ-66 |
| | 膜ろ過装置(3) 汎用性 | 汎用性の高い膜モジュールとなっているかを評価する。 | Ⅲ-14-① Ⅲ-66 Ⅲ-67-① Ⅲ-67-② |
| | 浄水水質(3) | 膜ろ過設備で処理する項目と、それ以外で対応する項目(臭気対策を除く。)について検討がなされ、現況よりも高品質の水質を達成可能であるかを評価する。 | Ⅲ-14-① Ⅲ-32 Ⅲ-33 Ⅲ-50 Ⅲ-74 |
| | 薬品設備設計 (2) 薬品注入設備の 安全性 | 薬品を確実に注入する方法に対して、配慮した事項とその具体性について評価する。 | Ⅲ-14-① Ⅲ-25 Ⅲ-32 Ⅲ-33 Ⅲ-56 |

| 審査項目 | 評価項目 | 主な審査の視点 | 様式 No. |
|--------|----------|-------------------|--------------|
| 排水処理施 | 処理方式(1) | 維持管理や汚泥の有効利用に対して、 | Ⅲ −16 |
| 設設計にお | | 容易性かつ経済性に優れている提案を | III−17 |
| ける提案 | | 評価する。 | Ⅲ −18 |
| (6) | | | Ⅲ −20 |
| | | | Ⅲ −22 |
| | | | III-53-② |
| | | | Ⅲ -55 |
| | 処理方式(2) | 薬品洗浄廃排液の処分方法について、 | Ⅲ −16 |
| | 膜モジュールの | 配慮した事項とその具体性について評 | Ⅲ −17 |
| | 薬品洗浄廃液 | 価する。 | Ⅲ −27 |
| | | | Ⅲ −32 |
| | | | Ⅲ −33 |
| | 処理方式(2) | 場内排水を相模湖系導水路へ返送しな | Ⅲ −16 |
| | 物理洗浄排水の | い方法、若しくは返送を行う場合の返 | III−17 |
| | 返送水 | 送水の安全確保策とその具体性につい | Ⅲ −20 |
| | | て評価する。 | Ⅲ −22 |
| | | | Ⅲ −32 |
| | | | Ⅲ −33 |
| | 処理方式(1) | 排水処理施設の臭気対策とその具体性 | Ⅲ −20 |
| | 臭気対策 | について評価する。 | Ⅲ −22 |
| 電気設備・計 | 自家発電設備 | 自家発電設備の性能、操作性について | Ⅲ -30 |
| 装設備設計 | | 評価する。 | III−68 |
| における提 | (1) | ргіш 7 🗸 о | m 00 |
| 案 (5) | 監視制御設備 | 新設対象施設を適切に運営できる中央 | Ⅲ −32 |
| | (2) | 監視の役割の明確化、中央での操作内 | Ⅲ −33 |
| | | 容の具体性を評価する。 | Ⅲ -50 |
| | | | Ⅲ −51 |
| | | | Ⅲ −52 |
| | | | Ⅲ -54 |
| | | | Ⅲ −55 |
| | | | Ⅲ −56 |
| | | | Ⅲ -57 |
| | | | Ⅲ −74 |
| | 計測機器 (2) | 原水水質の変化への対応方法につい | Ⅲ -32 |
| | 原水水質の確認 | て、内容と具体性を評価する。 | Ⅲ −36 |
| | 方法 | | Ⅲ -50 |
| | | | Ⅲ −70 |
| | | | Ⅲ −74 |

| | 審査項目 | 評価項目 | 主な審査の視点 | 様式 No. |
|---|-------|------------------|--|------------------|
| | 環境への配 | 未利用エネルギ | 水位差の有効利用方法とその他未利用 | Ⅲ −8 |
| | 慮(8) | 一の活用(3) | エネルギーの活用方法の具体性を評価 | II I-14-① |
| | | | する。 | Ⅲ −40 |
| | | | | Ⅲ −50 |
| | | | | Ⅲ −61 |
| | | 省エネ設計の導 | 導入する設備に対して、環境面を配慮 | Ⅲ −40 |
| | | 入(1) | した事項とその具体性を評価する。 | |
| - | | | | |
| | | リサイクル(1) | 省資源、廃棄物の再利用方法などを評 | Ⅲ -40 |
| | | | 価する。 | Ⅲ −43 |
| | | ヒートアイラン | 事業者側管理範囲の面積内の緑化率及 | Ⅲ −37 |
| | | ド対策 (1) | びその他の対策提案を評価する。 | Ⅲ −39 |
| | | | | |
| | | 地球温暖化ガス | 設備の運転動力から発生する二酸化炭 | Ⅲ −61−(1) |
| - | | の排出抑制削減 | 素排出量を評価する。 | III-61-② |
| | | (2) | MATERIAL DE | 91 () |
| | | | | |
| | | | | |
| | 設計共通事 | 配水池・事業者用 | 構造物において、次期設備更新時の配 | <u>I</u> II−10 |
| | 項(6) | 管理棟等の構造 | 慮や維持管理への配慮、施設の耐久性 | Ⅲ −11 |
| | | 仕様(2) | に対する対応が優れている提案につい | |
| | | | て評価する。 | |
| | | 見学者対応(2) | 見学者対応の内容とその具体性につい | Ⅲ -37 |
| | | 元子4 对心(2) | 元子有対応の内存とその具体性に リバー て評価する。 | ш -77 |
| | | | Си IIII 7 . O o | ш п |
| | | | | W 10 |
| | | 配置計画(2) | 構造物の外装や外観について評価す | Ⅲ −10 |
| | | | వే. | Ⅲ −11 |
| | | | | Ⅲ −13 |
| | | 工事業務(2) | 工事期間中、稼動している浄水場施設 | Ⅲ −43 |
| | 理における | 田工会ルングートエローナケーコ | の影響や周辺環境への影響について評 | Ⅲ-44 |
| | 提案(5) | 既設浄水場施設 | 価する。 | Ⅲ −47 |
| | | への影響 | | |
| | | 工事業務(1) | 各撤去対象施設に対して、工事の難易 | Ⅲ −41 |
| | | 撤去工事及び仮 | 度に応じた工夫の内容とその具体性に | Ⅲ −43 |
| | | 版云工争及び版 設工事 | ついて評価する。 | |
| | | 工事監理業務 | 丁東欧珊娄茲の内容。 | III _ 4 A |
| | | 7 | 工事監理業務の内容・体制、工事監理 業務のポイント等について評価する。 | Ⅲ-44 Ⅲ-45 |
| | | (2) | 未伤ツかインド寺にづいて評価りる。 | ш=40 |
| | | | | |

| 審査項目 | 評価 | 項目 | 主な審査の視点 | 様式 No. |
|--------|------------|-------|--------------------------------|----------------|
| 維持管理に関 | する事項(25 |) | | |
| 運転管理業 | 務 浄水施設 | 设の運転 | 原水水質の変動を考慮した浄水処理の | Ⅲ -14-① |
| における提 | 案 管理(3 |) | 各工程の管理目標値等について、留意 | Ⅲ -50 |
| (11) | | | した事項とその具体性を評価する。 | Ⅲ -52 |
| | | | | Ⅲ -53-① |
| | | | | III−74 |
| | 薬品設備 | | 薬品設備の各工程の管理目標値等につ | _ |
| | 管理(1 |) | いて、留意した事項とその具体性を評 | Ⅲ −25 |
| | | | 価する。 | Ⅲ -52 |
| | | | | Ⅲ −56 |
| | | | | III−66 |
| | 排水処理 | | 排水処理の各工程の管理目標値等につ | _ |
| | 運転管理 | (1) | いて、留意した事項とその具体性を評 | Ⅲ −20 |
| | | | 価する。 | Ⅲ −22 |
| | | | | Ⅲ −52 |
| | | | | Ⅲ −55 |
| | 脱水汚沥 | | 有効利用ルートや処分量等について、 | Ⅲ -58 |
| | 利用(1 |) | 具体性や有効利用容量を評価する。 | Ⅲ −59 |
| | | | | Ⅲ −60 |
| | 新設配力 | | 新設配水池の運転管理における目標値 | Ⅲ -52 |
| | 転管理力 | く量管理 | 等について、留意した事項とその具体 | Ⅲ −54 |
| | (1) | | 性を評価する。 | Ⅲ −57 |
| | | | | Ⅲ −74 |
| | 留意事項 | · , | 運転員の構成や資格取得者の配置人数 | Ⅲ -48 |
| | 必要な資 | | 等に対して、具体的数値や管理体制や | Ⅲ −49 |
| | 質・能力 | | 指揮系統等の方法を評価する。 | |
| | C11 -44 -4 | (1) | VIII OVERSIA I) / V) P /P / V | as |
| | 留意事項 | · , , | 運転員の資質向上に向けた取組みにつ | Ⅲ −62 |
| | 社員教育 | 、技術の | いて、提案の内容やその具体性から評 | |
| | 向上 | | 価する。 | |
| | | | | |

| | 審査項目 | 評価項目 | 主な審査の視点 | 様式 No. |
|---|--------|---------------|---|----------------|
| | 保全管理業務 | 建築物・土木構造 | 日常及び定期点検、保守点検について、 | Ⅲ −64 |
| | における提案 | 物の点検管理 | 提案の内容や具体性を評価する。 | Ⅲ-65-① |
| | (2) | (1) | | III-65-2 |
| | | | | |
| | | 各種設備の点検 | 日常及び定期点検、保守点検について、 | Ⅲ −66 |
| | | 管理(1) | 提案の内容や具体性を評価する。 | Ⅲ -67-① |
| | | | | III-67-2 |
| | | | | Ⅲ −68 |
| | | | | Ⅲ-69-① |
| | | | | III-69-2 |
| | | | | Ⅲ −70 |
| | | | | Ⅲ -71-① |
| | | | | Ⅲ -71-② |
| | | | | III−72 |
| | | | | Ⅲ -73-① |
| | | 1 55 66 am 31 | TT Mark - Lists 2 3 1 Effetter - Lists de | III-73-2 |
| - | 水質管理業務 | | 異常時の対応など、水質管理の内容や | Ⅲ −32 |
| | における提案 | (3) | その信頼性を評価する。 | Ⅲ −33 |
| | (6) | | | Ⅲ -74 |
| | | 主物协加壮黑の | 百七のか入界に与して田、フル畑によ | Ⅲ -32 |
| | | 毒物検知装置の | 原水の安全性に対して用いる生物による事情が知る。いて、水実性した野性 | |
| | | 監視(3) | る毒物検知について、確実性と信頼性 を評価する。 | Ⅲ-33 Ⅲ-74 |
| | | | を評価 9 る。 | ш-74 |
| | 災害・事故対 | 緊急時の体制と | 緊急出動体制について、提案の内容と | Ⅲ -52 |
| | 策業務におけ | 対応(2) | 具体性を評価する。 | III−75 |
| | る提案 | 717L (2) | 大作圧で印刷 | m 10 |
| | (4) | 機器類等の事故 | 監視制御設備の異常時対策やシステム | III−32 |
| | (1/ | 対策 (2) | の信頼性について、実績や具体性を評 | III−33 |
| | | V1 NK (4) | 価する。 | III−36 |
| | | | , put / 40 | <u></u> 00 |
| | 保安業務にお | 事業者側管理範 | - 監視体制について、提案の内容と具体 | III−37 |
| | ける提案 | 囲の保安(2) | 性を評価する。 | III−78 |
| | (2) | | | |
| | \ - / | | | |
| | | | | ļ |

| | 審査項目 | 評価項目 | 主な審査の視点 | 様式 No. |
|---|----------------|----------------------------|--|--|
| E | 事業計画に関する | 5事項(20) | | |
| | 事業の安全性 (12) | 資金・収支計画の 確実性(2) | 資金調達計画、資金計画及び収支計画 の確実性を評価する。 | IV-10 IV-11 IV-12 IV-13-① IV-13-② IV-14 |
| | | 事業の確実性(3) | 事業の確実性を維持するための考え 方、運転資金が不足した場合の対応、 出資者の事業への関与が維持される仕 組み、事業者の責による事業の破綻を 回避するための金融機関の関与の方法 を評価する。 | IV-15 |
| | | 費用計画の妥当 性(4) | 主要業務(施設整備業務、維持管理業務のうち運転管理業務、保全管理業務、水質管理業務)について、仕様の内容が費用計画に適切に反映されているか、提案した条件その他費用計画の根拠が妥当なものとなっているかを評価する。 | IV-7 ①•② IV-8 |
| | | リスクへの対応 (3) | リスクの把握及び分担、リスク対応策 について、内容とその具体性を評価す る。 | IV-16 |
| | 事業の実施体 制(8) | 適切な役割分担(2) | 構成員、協力会社の役割分担の適切さ及び明確さ、運転管理業務の実施を担う者の実績を評価する。 | N-1-1 N-1-2 N-2-1 N-2-2 N-2-3 N-3 |
| | | 円滑で確実な業 務引継ぎの仕組 み(3) | 主要業務において、現に請け負う業務 受託企業が業務を継続できなくなった 場合でも、業務継続がなされる仕組み を有しているかを評価する。 | IV-6 |
| | | 適切なセルフモニタリング(3) | 業務の実施プロセス及び結果の把握方法、業務受託企業を要求水準達成に向かわせる仕組み、要求水準未達が継続した場合の対応方法、市が行うモニタリングとの整合が図られているかについて、内容とその具体性を評価する。 | IV-5 |

| | 審査項目 | 評価項目 | 主な審査の視点 | 様式 No. |
|---|-------------------|---------------|--|--------|
| 4 | 全体に関する事項 (10) | | | |
| | 全体に関する 事項 (10) | 提案全体のバランス (4) | バランスの取れている提案や将来の技 術革新における市民還元の提案、他の 評価項目では評価の対象とならなかっ た提案を評価する。 | 様式Ⅲ |
| | | 先進性(3) | 先進性があり、かつ、他の評価項目で評価の対象とならなかった提案を評価する。 | 様式Ⅲ |
| | | 独自性(3) | 独自性があり、かつ、他の評価項目で評価の対象とならなかった提案を評価する。 | 様式Ⅲ |